

浜田市告示第 50 号

浜田市看護職員奨学金返済支援助成金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市看護職員奨学金返済支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、奨学金を利用して看護職員となり、医療機関等に勤務する者に対し、当該奨学金の返済に係る費用の一部を助成することにより、医療機関等における看護職員の確保を図ることを目的とし、その助成金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則(平成17年浜田市規則第56号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 奨学金 浜田市看護学生等修学資金貸付規則(令和8年浜田市規則第23号)第2条第1項に規定する養成施設の就学时又は在学期間中の経費及び学費に充てることを主な目的として、看護職員が本人の名義で借り受けた資金のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 独立行政法人日本学生支援機構奨学金
- イ 浜田市奨学金
- ウ 居住又は就業を免除要件としない奨学金
- エ その他市長が必要と認める奨学金

(2) 医療機関等 次に掲げる施設であって、市内に存するものをいう。

ア 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所

イ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第2項に規定する訪問介護、同条第3項に規定する訪問入浴介護、同条第4項に規定する訪問看護、同条第5項に規定する訪問リハビリテーション、同条第7項に規定する通所介護、同条第8項に規定する通所リハビリテーション、同条第9項に規定する短期入所生活介護、同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第12項に規定する福祉用具貸与、同条第13項に規定する特定福祉用具販売、同条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護、同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施

設入所者生活介護、同条第 23 項に規定する複合型サービス若しくは同条第 24 項に規定する居宅介護支援を行う施設、同条第 27 項に規定する介護老人福祉施設、同条第 28 項に規定する介護老人保健施設又は同条第 29 項に規定する介護医療院

ウ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 4 に規定する養護老人ホーム又は同法第 20 条の 6 に規定する軽費老人ホーム

エ その他市長が認める施設

- (3) 看護職員 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 2 条に規定する保健師、同法第 3 条に規定する助産師、同法第 5 条に規定する看護師又は同法第 6 条に規定する准看護師のいずれかの資格を有する者をいう。

（助成対象者）

第 3 条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 奨学金を自ら返済している者
- (2) 令和 8 年 4 月 1 日以後に医療機関等において看護職員として就業した者
- (3) 勤務する医療機関等との労働契約において、雇用期間の定めがなく、かつ、1 週間の所定労働時間が 30 時間以上の者
- (4) この告示による助成金の交付を受けたことがない者（次条第 1 号に規定する期間に係る助成金の交付を受けた者であって、同条第 2 号に規定する期間に係る助成金の交付を申請するもの又は同号に規定する期間に係る助成金の交付を受けた者であって、同条第 3 号に規定する期間に係る助成金の交付を申請するものを除く。）
- (5) 助成金の交付を受けようとする期間において、他の同種の助成金等の交付を受けていない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成の対象としない。

- (1) 第 5 条の申請をする日（以下「申請日」という。）において市税を滞納している者
- (2) 申請日において奨学金の返済を延滞している者
- (3) 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の保

有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人の役員及び職員である者

（助成金額等）

第 4 条 助成金の額は、対象者が看護職員として従事した期間において返済した奨学金の額を、当該期間の月数（暦に従って計算し、1 月に満たない端数が生じたときは、これを 1 月とする。以下「従事月数」という。）で除し、疾病、負傷その他のやむを得ない事由があるため 1 月の全部について看護職員として従事することができないと認められる期間がある場合の当該月数（以下「休業月数」という。）を従事月数から減じた月数を乗じて得た額（小数点以下の端数が生じたときは、これを切り上げた額）とする。

2 助成金の限度額は、次の各号に掲げる助成金の交付の対象となる期間の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、助成金の総額については予算の範囲内とする。

(1) 第 1 期 対象者が第 3 条第 1 項各号に掲げる全ての要件に該当することとなった日の属する月から起算して 6 月（休業月数を除く。） 12 万円

(2) 第 2 期 前号に規定する期間が満了する月の翌月から起算して 6 月（休業月数を除く。） 12 万円

(3) 第 3 期 前号に規定する期間が満了する月の翌月から起算して 12 月（休業月数を除く。） 24 万円

（交付申請）

第 5 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、看護職員奨学金返済支援助成金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、それぞれ前条第 2 項各号の期間が満了する月の翌月の末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 雇用証明書（様式第 2 号）

(2) 前条第 2 項各号に掲げる期間における貸与機関が発行する奨学金の返済証明書その他の奨学金の返済を証する書類

(3) その他市長が必要と認めた書類

（交付決定）

第 6 条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、助成

の可否を決定し、看護職員奨学金返済支援助成金交付決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は助成金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第4条第2項各号に規定する期間を満了した期の助成金については、同日後も、なおその効力を有する。

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

※ 署名又は記名押印

看護職員奨学金返済支援助成金交付申請書兼請求書（第 期）

看護職員奨学金返済支援助成金（第 期）の交付を受けたいので、下記のとおり浜田市看護職員奨学金返済支援助成金交付要綱第5条の規定により申請します。

なお、助成金の交付決定に際して市長が私の勤務実態及び市税の納付状況について調査することに同意します。

市長が浜田市看護職員奨学金返済支援助成金交付要綱第6条の規定により助成金の交付決定をしたときは、下記のとおり助成金を請求し、助成金の交付については指定する口座への振替を希望します。

記

1 返済額

奨学金の種類	<input type="checkbox"/> 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 <input type="checkbox"/> 浜田市奨学金 <input type="checkbox"/> 居住又は就業を免除要件としない奨学金 <input type="checkbox"/> その他（ ）
返済した期間	年 月～ 年 月
上記期間中に返済した額 (A)	円

2 交付申請額

助成金の対象要件を満たした日	年 月 日
看護職員として従事した月数 (B) (当該期間に1月に満たない期間があるときはこれを1月とする。)	月

疾病、負傷その他のやむを得ない事由があるため1月の全部について看護職員として従事することができなかった月数 (C)	月
申請額 (D) (A) / (B) × ((B) - (C))	円
助成限度額 (E)	円
交付申請額 ((D) 又は (E) のいずれか少ない額)	円

3 本申請以前におけるこの助成金の受給の有無

有 (第1期分 第2期分) 無

4 他制度による奨学金返還を目的とした助成金等の受給の有無

有 (助成金等の名称)

(受給の期間 年 月 ~ 年 月)

無

5 指定する口座

金融機関名							
同店舗名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店						
現金種目	1	普通	2	当座	3	その他 ()	
口座番号							
口座名義人	フリガナ						

6 添付書類

(1) 雇用証明書 (様式第2号)

(2) 貸与機関が発行する奨学金の返済証明書又は奨学金の返済を証する書類

(3) その他

様式第2号（第5条関係）

雇用証明書

氏名	(年 月 日生)
職種	<input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 助産師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 准看護師
勤務形態	<input type="checkbox"/> 雇用期間の定めがない職員 1週間の労働時間が 時間 1月当たり 日間勤務
就労期間	年 月 日～ 年 月 日
休業期間	年 月 日～ 年 月 日
	年 月 日～ 年 月 日
	年 月 日～ 年 月 日

上記のとおり相違なく、看護職員を主たる業務として雇用していることを証明する。

年 月 日

雇用主

所在地

事業所名

代表者氏名

※ 署名又は記名押印

(担当者氏名)

(連絡先)

様式第 3 号（第 6 条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長

印

看護職員奨学金返済支援助成金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました看護職員奨学金返済支援助成金（第 期）の交付について、下記のとおり決定（却下）しましたので、浜田市看護職員奨学金返済支援助成金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

1 交付金額 円

2 交付条件

（却下理由）